

クリーニング所の営業者のみなさまへ



- ✓ 店内は清潔ですか？
- ✓ 決められた場所で、業務を行っていますか？
- ✓ お客さんに苦情などの問い合わせ先がわかるようになっていますか？
- ✓ 預かった洗たく物と仕上用品は区分していますか？

洗たく物の取扱いについて

- 洗たく物を、洗たくまたは仕上げの終わった物と終わらない物に区分しましょう。
- 洗たく物を収納する設備又は容器は、洗たくの終わった物と終わらない物とに区分して使用しましょう。
- 仕上げの終わった洗たく物の保管は、包装するか、格納設備に収納し、汚染することのないよう衛生的に取り扱いましょう。

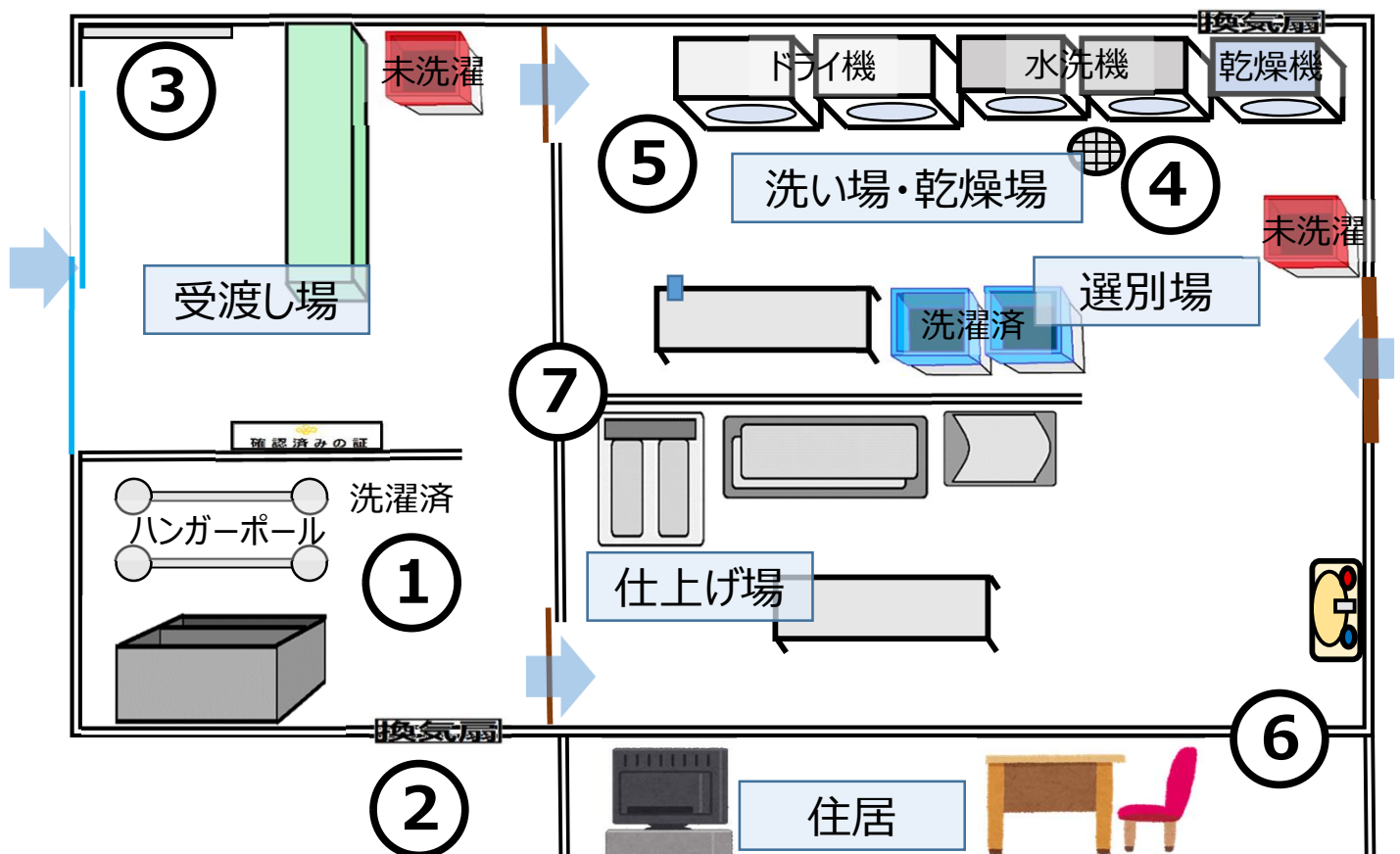
清潔の保持について

- 施設内は毎日清掃し、整理・整頓に心がけて常に清潔に保ちましょう。
- 洗たく物を収納する容器や、クリーニング所内の設備は、適宜薬品で消毒しましょう。
- 業務用の車両、機械、器具も洗浄又は清掃し、清潔に保ちましょう。

クリーニング所の構造・設備について

- ① 洗たくの終わらない洗たく物は、仕上げ場では取り扱わないようにしましょう。
- ② 換気、採光及び照明を十分に行いましょう。
- ③ 洗濯物の受取・引渡しをする時は、苦情の申出先を明示しましょう。
- ④ 洗い場の床は不浸透性材料とし、適当な勾配と排水口を設けましょう。
- ⑤ 塩素系有機溶剤を使用するドライクリーニング機には、排液処理装置を設置しましょう。
- ⑥ クリーニング所と住居や他の営業施設とは、隔壁などで区分しましょう。
- ⑦ 「受渡し場」と「洗たく場」*と「仕上げ場」とは、それぞれ区分しましょう。
* 洗たく場：選別場、洗い場、乾燥場等

※ 構造設備の変更があった場合には、保健所への届出が必要です。



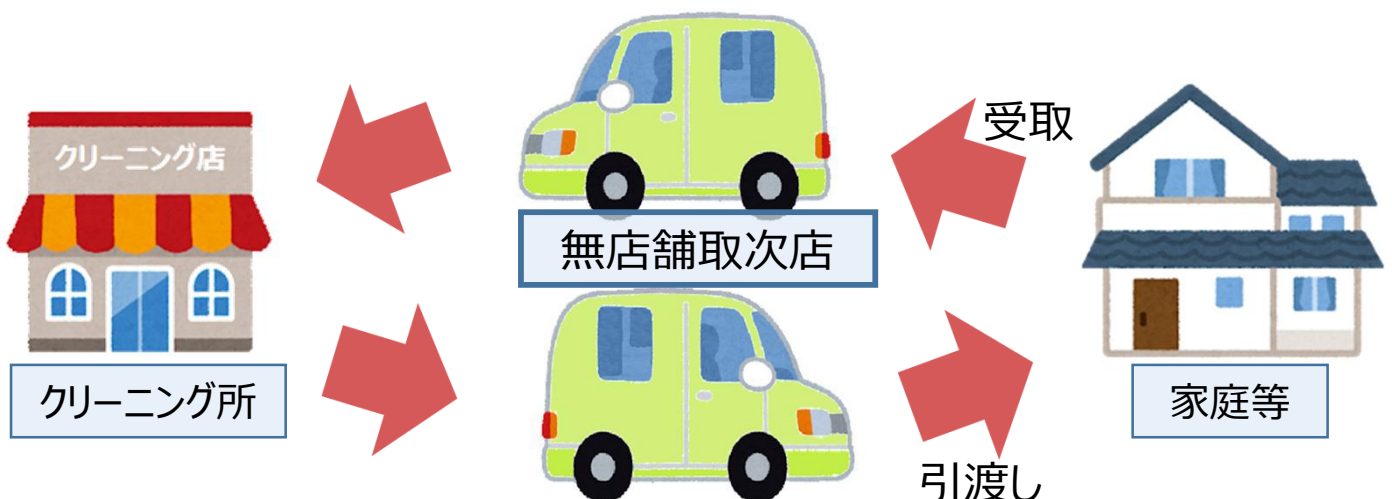
利用者に対して

- 洗たく物の受取及び引渡しの際には、あらかじめ利用者に対し、洗たく物の処理方法等について十分に説明しましょう。
- ポケットの中やシミの有無などについても、十分に確認しましょう。
- 苦情の申出先を店頭で明示し、書面でも利用者へ配布しましょう。
- 店頭の見やすい場所に、「確認済みの証」を掲示しましょう。



無店舗取次店について

- クリーニング所を開設しないで洗たく物の受取及び引渡しを営業することを「無店舗取次店」といいます。
(クリーニング所の営業車両による洗たく物の受取及び引渡しは除かれます)
- 無店舗取次店を営業しようとする方は、あらかじめ保健所への届出が必要です。
- 無店舗取次店の営業者が、皆さんのクリーニング所に洗たく物を持ち込んでいる場合は保健所への届出がされているか確認しましょう。



消毒が必要な洗たく物について

- 「指定洗たく物」とは、次の①から⑤の洗たく物で、引渡しされる前に消毒がされていない物です。
- 「指定洗たく物」を取扱う場合は、保健所に届出をしましょう。

- ① 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- ② 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- ③ おむつ、パンツその他これらに類するもの
- ④ 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- ⑤ 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの



クリーニング師研修・従事者講習について

- クリーニング師
業務に従事しているクリーニング師は、業務に従事した後1年以内（その後は3年を超えない期間ごと）に、クリーニング師研修を受けなければなりません。
- クリーニング業務従事者
営業者は、クリーニング所の業務に従事する者*を、開設後1年以内（その後は3年を超えない期間ごと）に業務従事者講習を受講させなければなりません。（*講習対象者は、全従業員の5人に1人以上が該当します）

【クリーニング師研修、従事者講習についての実施時期、お申し込みの問い合わせ先】

公益財団法人 大阪府生活衛生営業指導センター

〒 540-0012 大阪府中央区谷町1-3-1-801

TEL 06-6943-5603



保健所への届出について

- クリーニング所の増改築、名称の変更、クリーニング師を変更した場合などは、営業者（開設者）は、保健所への手続きが必要です。
- クリーニング所の営業を廃止した場合は、保健所へ廃止の届出が必要です。
- 届出様式は、保健所か大阪府ホームページよりダウンロードできます。